

付録 8. 特定大型教育研究プロジェクトの拠点への支援に関する要項

特定大型教育研究プロジェクトの拠点への支援に関する要項

実 施：平成25年10月 1日

最終改正：平成27年 3月31日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号。以下「拠点規程」という。）第6条第2項及び第7条の規定に基づき、拠点への支援の範囲及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の範囲)

第2条 拠点規程第2条第1項別表第1及び別表第2に規定する拠点に対する支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 九州大学学内共通利用施設規則（平成16年度九大規則第60号。以下「共通利用施設規則」という。）第5条第3項に定める施設のうち産学連携棟Ⅰ「アントレプレナーシップ・センター」、学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」、産学連携棟Ⅱ「創造パビリオン」、総合研究棟（筑紫地区）、大橋サテライト及び工学系総合研究棟並びに九州地区国立大学九重共同研修所、九重研修所（山の家）、創立五十周年記念講堂、医学部百年講堂、国際ホール、西新プラザ及び稲盛財団記念館並びに附属図書館の一時利用（1週間を超えない期間の利用をいう。以下同じ。）に係る光熱水料、使用料等（ただし、拠点規程第2条別表第1に規定する拠点に限る。）
- (2) 共通利用施設規則第5条第3項に定める施設のうち産学連携センター、産学連携棟Ⅰ「アントレプレナーシップ・センター」、学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」、産学連携棟Ⅱ「創造パビリオン」、コラボステーションⅠ、コラボステーションⅡ、総合研究棟（筑紫地区）、総合研究棟（病院地区）、総合研究棟（大橋地区）及び工学系総合研究棟並びに創立五十周年記念講堂、医学部百年講堂、国際ホール、西新プラザ及び稲盛財団記念館の一時利用に係る光熱水料、使用料等（ただし、拠点規程第2条別表第2に規定する拠点に限る。）
- (3) 共通利用施設規則第5条第3項に定める施設のうち産学連携棟Ⅰ「アントレプレナーシップ・センター」、学際教育・研究交流棟「リセウム悠遠」、産学連携棟Ⅱ「創造パビリオン」及びコラボステーションⅡの同規則第4条第2項に定める共通部分に係る使用料
- (4) スクールバスの運行に係る経費

(支援の手続)

第3条 前条各号に定める支援を受けようとする拠点は、学内共通利用施設等の管理責任者等に、光熱水料、使用料等、スクールバスの運行に係る経費の免除の申し出を行うことができる。

2 学内共通利用施設等又はスクールバスの使用を許可し、免除の申し出があった場合には、これを免除するものとする。

(設置申請等の手続)

第4条 拠点規程第3条の規定による拠点の設置の申請又は推薦に当たっては、別記様式を提出するものとする。

附 記

この要項は、平成25年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年2月27日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から実施する。